

部落差別の解消を推進【兵庫県たつの市】

『たつの市部落差別の解消の推進に関する条例』が成立しました

平成29年12月22日、たつの市議会12月定例会において、たつの市部落差別の解消の推進に関する条例案が全会一致で可決され、同月25日に公布し、全国に先駆け、部落差別の解消を推進する条例（以下「条例」という。）を制定しました。

○条例制定の理由

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階級構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

この対策のため、昭和44年に国策として同和対策事業特別措置法が施行され、その後、様々な法改正の変遷のもと、平成14年まで対策事業が実施されてきました。その結果、物的な基盤整備は着実に成果を上げ改善されてきたところです。

しかしながら、今なお、差別発言、身元調査のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みなど、悪質な差別が発生しており、たつの市においても、決して例外ではなく、把握しております件数は少ないものの、差別事象は実在している状況にあります。

そこで、「部落差別の解消の推進に関する法律」が一昨年の12月16日に施行されたことを契機に、部落差別を解消するための条例制定について、人権啓発団体から強い要望を受け、「差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるもので、決して許されないもの」との人権尊重の理念にのっとり、同和問題を正しく理解し、市民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」をめざすため、条例を制定するに至りました。

○条例の内容等

本条例は、「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を基本に策定しました。

同法では、相談体制の充実等具体施策の責務は国にあり、地方公共団体は「実情に応じ」或いは「努めるものとする」という努力義務の規定になっています。部落差別に係る実態調査（以下「実態調査」という。）についても、国が地方公共団体の協力を得て行うこととなっています。

このことは、市民にとって「部落差別の解消に本当に繋がるのか」などの疑念や不安が残ってしまうのではないかと考え、たつの市も国と共に相談業務や実態調査等を「責務」として行うため、条例の制定が必要ではないかとの考えに及びました。

本条例では、第6条第1項で部落差別解消の道筋となる「部落差別解消推進基本計画の策定」を、同条第2項で「実態調査の実施」を明記し、第7条では「推進体制の充実」として部落差別解消に関する各種団体との連携強化や市組織の整備充実を規定し、部落差別解消のための体制を整える決意を表しています。

また、第8条では、「たつの市部落差別解消推進審議会」の設置規定を設け、たつの市における部落差別解消推進の全般について審議し、市長に「答申」や「意見具申」を行うことができるという積極的な取り組み姿勢を市民に示しています。